

高知県被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震災害時における高知県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の召集に関し、高知県（以下「甲」という。）が社団法人高知県建築士会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「判定士」とは、高知県被災建築物応急危険度判定士登録要領に基づき知事の認定を受け、登録した者をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、判定士を召集するに際して、文書により乙の協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請に際して、緊急を要するため文書によりがたいときは、口頭等により協力を要請し、後日文書によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(協力のための準備)

第5条 甲は、判定士の登録、更新又は登録事項の変更があった場合で、当該判定士が乙の会員に該当する場合は、遅滞なくその氏名等を乙に通知するものとする。

2 乙は、平常時において、判定士に該当する会員に対して甲の要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統（以下「連絡網」という。）の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。

3 乙は、甲の求めに応じて、前項の規定による連絡網を提出するものとする。

(訓練への協力)

第6条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成15年2月10日

甲 高 知 県

高知県知事

乙 高知県高知市本町4丁目2番15号

社団法人高知県建築士会

会 長